

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第11章 補則 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第11章 補則 (2)

日本国憲法第百一条 【 経過規程 —— 参議院未成立の間の国会 】

この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

概要説明

日本国憲法は、法律の制定、予算の議決等国会の議決を必要としています。

国会の議決というのは、原則として衆議院と参議院で同じ議決をするということですが、日本国憲法が公布されたときは、まだ参議院は成立していませんでした。そのため、万一参議院議員選挙が遅れ、参議院が成立しなかった場合に備え、この第101条が設けられました。しかし、実際には、1947年4月20日に、参議院議員選挙が行われ、憲法施行日をもって参議院が成立しましたので、本条は全く適用されることはありませんでした。

日本国憲法第百二条 【 経過規定 —— 第1期の参議院議員の任期 】

この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

概要説明

参議院議員の任期は6年ですが、その半数を3年で改選することになっています(第46条)。そこで第1期の参議院議員のうち、誰を任期3年議員とするかを法律で決めることにしました。

本条に基づいて参議院議員選挙法が制定され、1947年4月20日行われた第1回通常選挙において、地方選出議員と全国選出議員のそれぞれについて、得票数の多い半数の当選者を任期6年の議員とし、残りの半数を任期3年の議員としました。

任期3年とされた議員は、1950年6月4日に改選が行われ、以後、任期3年の議員は存在しなくなり、本条の役割も終了しました。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.